

議案第29号

石岡市農政協力員条例を廃止する条例を制定することについて

石岡市農政協力員条例を廃止する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月25日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

石岡市農政協力員を廃止するため。

石岡市農政協力員条例を廃止する条例

石岡市農政協力員条例（平成25年石岡市条例第23号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（石岡市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 石岡市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年石岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。
別表農政協力員の項を削る。
（地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）
- 3 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和元年石岡市条例第60号）の一部を次のように改正する。
第7条のうち石岡市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年石岡市条例第49号）別表の改正規定中農政協力員の項を削る。